

随意契約理由書

工事名：一級河川 寝屋川外 水防災システム外機能増設工事

本工事は、大阪府及び関係機関の水防業務従事者が治水施設の情報を正確に把握・監視し、ホームページに公開するため、水防災システム及び寝屋川流域監視システムの機能を増設する工事です。

当該システムは三菱電機株式会社が設計、製作したものであり、本工事を実施するためには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置能力と熟練した技術が必要であるため、他社では実施できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計、製作を行った三菱電機株式会社より保守点検、補修工事、小規模伝送設備工事を移管されている西菱電機株式会社でなければ履行出来ないため、同社より見積りを徴取することとし、また、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものです。